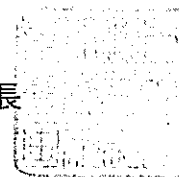




国東整防第56号
平成22年 8月 3日

東北建設業協会連合会長 殿

国土交通省
東北地方整備局
企画部長



平成22年度 総合防災訓練への協力について（依頼）

日頃から当整備局の業務執行につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当整備局では「東北地方整備局防災業務計画」に基づき、9月1日に総合防災訓練を実施することとしております。

つきましては、貴団体と当整備局長との「東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定」に基づき、連絡訓練を実施致したくご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

※詳細は、実施要領（19）災害応急対策業務に関する協定締結先への要請訓練を参照。

※本年度、協定締結者との要請訓練は各支部において適宜実施することとしております。

問い合わせ先

企画部 防災課

調整第一係長 高橋

TEL：022-225-2171（内線3431）

FAX：022-224-9410

平成22年度

総合防災訓練

【一部抜粋】

東北地方整備局

平成22年度 総合防災訓練 実施要領

1. 目的

本訓練は、大規模地震発生時における被災状況の迅速かつ的確な伝達及び情報共有などの初動対応訓練を実施することで、職員の防災能力向上を図ることを目的としている。

2. 訓練の概要

大規模地震に対応するため、地震発生時の初動体制確立に向けた行動の確認及び被災状況の迅速かつ正確な把握・伝達及び的確な指揮・対策等の訓練を実施し防災体制の確認を行う。

特に今年度の訓練では、津波発生時の本部と重点訓練支部間の情報共有を始めとする初動対応を主課題とし、訓練方法としては一部ロールプレイング方式（以下、「RP方式」という）を取り入れ、より実践的な訓練を行う。

訓練のポイント

- ① ロールプレイング方式による津波対応訓練
- ② 防災ヘリコプター搭乗者のアナウンス能力の向上

3. 訓練実施日時

平成22年9月1日（水） 9：20～12：00

<内訳>

- | | |
|-------|-------------|
| ○発災時刻 | 9：20 |
| ○災害対応 | 9：20～11：30 |
| ○本部会議 | 11：30～11：45 |
| ○講評 | 11：45～12：00 |

4. 想定地震等

(1) 共通事項

地震の発災時刻は、9：20とする。

(2) 重点訓練支部（表1参照）

- ① 地震名：宮城県沖地震（連動型）
- ② 震源地：震源の深さは約40km、地震の規模はM8.2
- ③ 各地の震度：震度6弱～震度4（詳細な情報は当日付与する）
- ④ 津波警報：9：23 津波警報（大津波）発令
10：10 解除

(3) 重点訓練支部以外の支部

- ① 震度は、管内すべての地域で6強とする。
- ② 震源、規模及び津波等については各支部で想定する。

5. 重点訓練支部

本部と情報共有など重点的に訓練を行う支部を下記のとおり定め実施する。

表1 重点訓練支部一覧

事務所名	河川	ダム	砂防	海岸	道路	港湾	支援
三陸国道事務所					○		
岩手河川国道事務所	○		○		○		○
北上川ダム統合管理事務所		○					
仙台河川国道事務所	○			○	○		
北上川下流河川事務所	○		○				
磐城国道事務所					○		
〇〇港湾事務所（調整中）						●	

○はRP方式による訓練、●は大規模地震対応総合訓練

7. 訓練項目

訓練で実施する項目は、発災時の初動対応から被災箇所の応急復旧訓練までを基本とするが、各支部等において訓練内容を追加または省略することも可能とする。

- (1) 初動対応訓練
- (2) 非常電源使用訓練
- (3) 災害対策本部（支部）設置訓練
- (4) 第一報伝達訓練（30分ルール）
- (5) 大規模地震時初期被害情報システム使用訓練
- (6) 総合防災情報システム使用訓練
- (7) 津波来襲対応訓練
- (8) 参集者確認・家族等安否確認訓練
- (9) ヘリコプター「みちのく号」緊急発進、情報伝達訓練
- (10) 関係機関との情報交換訓練（映像共有含）
- (11) 管理施設点検等訓練
 - ①各所管施設点検訓練
（公園、河川、ダム、海岸、道路、港湾空港、営繕、電気通信、機械）
 - ②庁舎・宿舎点検訓練
- (12) 画像伝送訓練（CCTV、Ku-SAT）
- (13) 防災エキスパート出動要請訓練
- (14) 地域情報収集訓練（リエゾン派遣調整訓練）
- (15) TEC-FORCE派遣調整訓練
- (16) TV会議活用訓練
- (17) 災害対策用機械派遣訓練
- (18) 他支部への応援要請訓練
- (19) 災害応急対応業務に関する協定締結先への要請訓練
- (20) 応急復旧訓練
- (21) 防災広報訓練
- (22) 非常食の配布等

9. 訓練の中止

実際に災害が発生した場合（または発生する恐れがある場合）、その他、特別の事情により止むを得ない場合は、訓練本部長の指示により訓練を中止する。

また、上記同様に支部長の判断により訓練の不参加又は中止ができるものとする。

なお、その場合は速やかに本部総括班へ連絡すること。

12. 訓練内容

(13) 防災エキスパート出動要請訓練（訓練対象：全支部）

① 防災エキスパート出動要請訓練（港湾事務所以外）

○各支部は、想定被害規模により必要に応じて適宜、「東北地方整備局所管の防災業務の応援に係る協定」に基づく（社）東北建設協会支所に対し防災エキスパートの出動要請（FAX等）を行う。

なお、要請に際しては、要請の主な内容、人数、参集場所を連絡する。

○防災エキスパートの方には、参集していただき、要請内容に基づく訓練（現場への出動など）を行うものとする。

※（社）東北建設協会に対して事前に訓練への協力要請文を本部から送付します。

・協会の各支所は、要請があった場合、内容を検討の上、派遣可能者のリストを作成し、要請支部に回答するとともに、協会本所にその旨を報告します。

・（社）東北建設協会の本所及び支所は、必要に応じ情報連絡員として、本部及び支部（県庁所在地事務所）に1～2名を派遣する場合があります。

② 防災エキスパート出動要請訓練（港湾事務所）

○各事務所の防災エキスパート事務局は、想定被害に基づき必要に応じて適宜、防災エキスパートの地区リーダーに対し、NTT回線等により出動要請を行う。

○防災エキスパートの地区リーダーは、要請内容を検討のうえ、派遣可能者を事務局に回答する。

○防災エキスパートの方には、参集していただき、要請内容に基づく訓練（現場への出動など）を行うものとする。

(19) 災害応急対応業務に関する協定締結先への要請訓練（訓練対象：全支部）

① 訓練内容

- 「災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定」に基づく応援要請
- 各支部は、応急復旧工事に関して適宜、協定団体（要請する場合は、1団体程度）に要請連絡するものとする。
- ① 本訓練は、要請までの訓練とする。

※ 事前に各協定団体へ訓練協力要請文を本部で送付します。

各支部は、要請先である各団体の会員等に対し事前に連絡し了承を得ておくこと。

② 要請対象団体

- 要請対象団体は、下表のとおりとする。
- 要請をした場合、総括室総括班へ報告するものとする。

表-協定締結団体一覧

団体名	要請先
(社) 日本土木工業協会 東北支部	会員 (各会社)
(社) 建設コンサルタンツ協会 東北支部	会員 (各会社)
東北測量設計協会	会員 (各会社)
東北建設業協会連合会	会員 (各会社)
(社) 建設電気技術協会 東北支部	会員 (各会社)
(社) 日本建設機械化協会 東北支部	協会東北支部
(社) 日本橋梁建設協会	協会本部
(社) 東北地質調査業協会	会員 (各会社)
(社) 日本埋立浚渫協会 東北支部	会員 (各会社)
東北港湾空港建設協会連合会	会員 (各会社)
(社) 日本海上機重技術協会 東北支部	会員 (各会社)
(社) 全国測量設計業協会連合会 東北地区協議会	会員 (各会社)
(社) 全国特定法面保護協会 東北地方支部	会員 (各会社)
(社) 日本道路建設業協会 東北支部	会員 (各会社)
(社) 日本補償コンサルタント協会 東北支部	会員 (各会社)
(社) 日本造園建設業協会 東北総支部	会員 (各会社)